

少子化対策臨時特例交付金の基本的考え方

1 目的

市町村及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、保育所待機児童の解消をはじめとする地域の実情に応じた少子化対策に関する保育、教育等の事業を実施し、又は民間が実施する当該事業に対し、助成する場合において、これに要する経費に対し少子化対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を交付し、もって地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資することを目的とする。（交付金額 2,000億円）

2 交付金の交付先

- (1) 交付金は、市町村等（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その申請に基づいて交付する。
- (2) 交付金は、補助金等適正化法の適用対象とする。

3 交付対象事業

- (1) 交付対象事業は、保育所待機児童の解消をはじめ、地域の実情に応じて市町村等が実施する少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取組みの保育、教育等の事業及び民間が実施する当該事業に対し市町村等が助成する事業とする。

なお、できる限り民間活力の活用に努めるものとし、雇用・就業機会の創出を図るよう配慮する。

ただし、交付金事業は臨時緊急の措置として講ずる単年度限りの特例措置であることに留意するとともに、次の事業については、交付対象事業としないものとする。

- ・個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- ・既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するもの
- ・国が他の制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助する場合

- (2) 交付対象事業の主な具体例は、別紙のとおりである。

4 交付限度額

(1) 市町村分

① 市町村に交付する交付金の額は、当該市町村の交付対象事業に要する経費の合計額とするが、以下の算定式によって算出した額を限度とする。

〈算定式〉

$$\text{交付金総額} \times 0.95 \times \left[0.05 \times \frac{\text{市町村人口}}{\text{全国人口}} + 0.7 \times \frac{\text{市町村の就学前児童数}}{\text{全国の就学前児童数}} + 0.25 \times \frac{\text{市町村の保育所待機児童数}}{\text{全国の保育所待機児童数}} \right]$$

ただし、第3項は、保育所待機児童のいる市町村において、待機児童解消のための事業を実施する場合に適用する（この場合、市町村は、待機児童解消計画を作成の上提出するものとする。）。

② 以上による算出額が1千万円に満たない市町村に対しては、1千万円を限度とする。

③ また、待機児童の解消等特に必要がある場合には、関係大臣と協議の上厚生大臣が認めた額を限度額とする。

(2) 都道府県分

都道府県に交付する交付金の額は、当該都道府県の交付対象事業に要する経費の合計額とするが、次の人口規模の区分による金額を限度とする。

- ・人口 500万人未満 5千万円
 - ・人口 500万人以上 7千万円

5 交付金事業の実施

交付金は、交付決定後、平成11年度中に、事業実施のため執行することを原則とする。

ただし、平成11年度中に事業の執行が完了しないと見込まれる場合には、基金を設置することにより、平成13年度末まで交付対象事業の実施のために支出できるものとする。なお、残余財産が生じた場合には、国庫に納付する。

6 その他

交付手続きの簡素化に可能な限り配慮するものとする。

(別紙)

- ① 駅前保育ステーションの設置
- ② 駅前（駅近く）保育所の設置
- ③ 保育所や幼稚園に対する緊急設備整備
- ④ 幼稚園における預り保育等実施のための環境整備
- ⑤ 事業所内保育施設等の遊具等の整備
- ⑥ 病後児の一時預り場所の整備
- ⑦ 家庭的保育を行う者（いわゆる保育ママ）等の在宅保育サービス提供者の育成事業
- ⑧ 公共施設等への育児コーナー、親子サロン、託児室、育児サークル情報コーナー等の整備
- ⑨ 公共施設（教育、スポーツ、文化施設等）への子どもスペース（幼児・児童室等）、図書・遊具等の整備
- ⑩ 少子化問題キャンペーンの実施
- ⑪ 自治体版エンゼルプランの作成
- ⑫ 家庭的保育制度に対する助成事業
- ⑬ 保育所や幼稚園における情報提供システム及び経理システム等の基盤整備を行うための事業
- ⑭ 世代間交流の場の整備
- ⑮ 子育て家庭における介護・高齢者問題キャンペーン
- ⑯ 幼児の自然体験、社会体験活動のための環境整備
- ⑰ 保育所保育士や幼稚園教師の研修
- ⑱ 公共施設（教育、スポーツ、文化施設等）における託児サービスの実施
- ⑲ 幼児教育シンポジウム等啓発事業の実施
- ⑳ 公共施設（教育、スポーツ、文化施設等）における「家族展」等（家族の肖像画展、作文コンクール、写真展、家族文化祭、家族対抗運動会）の開催

(注) 上記は例であり、上記以外の事業であっても少子化対策に資する事業は、この交付金の対象となるものである。